

○5番（木村郁郎議員） おはようございます。5番、木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1点目は市民所得の向上についてであります。

本市が安定した人口構造を将来にわたって維持し、持続可能な活力ある地域を保持していくために、現在、継続的に取り組んでおります少子化・人口減少対策とともに不可欠であるのではと考えております、市民所得の向上に向けた事業の推進についてお伺いいたします。

初めに、①として、現在までも市内産業の各分野において振興を図り、市民所得の向上を目指していることと思いますが、本市の市民所得の現状を茨城県内地域の比較とあわせてお示ください。その上で②として、市民所得の向上に向けて本市が一丸となって取り組んでいく道筋となる施策をお示ください。

国においては地方の人口減少に歯止めをかけ、活力ある日本社会を維持していくことを目的に、まち・ひと・しごと総合戦略を策定しており、また本市においても、常陸太田市まち・ひと・しごと総合戦略が策定されておりますが、市民所得の向上に寄与する事業について特化してご説明いただければと思います。

また市民所得の向上のためには、市内各種産業により生み出される市内総生産の向上を図る必要があると思います。市内の働く場所と労働人口の増加の核となる市内工業団地の企業立地状況、及び過去3年間の従業員数、市内在住者の雇用状況についてもあわせてお聞かせください。

次に、（2）市と民間企業との契約についてであります。企業の適正利益と働く人の賃金が守られる制度についてお伺いします。

この質問は市民所得という観点からすると、向上というよりも企業の適正利益の確保により労働条件が確保され、適正な賃金水準が守られることにより、所得の下支えになるという考えに基づくものですが、前段でお伺いしております市民所得の向上に向けての各種事業に取り組んでいる本市においては、民間企業との工事、サービスの提供や物の購入等についての公契約においても、適正な措置を講じ、一定の基準を設けて入札、契約が行われているのかお伺いするものでございます。

2点目のふるさと常陸太田寄附金についてでございますが、（1）①の寄附金収入額と市民税控除額の推移につきましては、昨日の藤田謙二議員の一般質問に対するご答弁により理解いたしました。ありがとうございます。平成27年度の確定申告により、控除を受けられる方についての控除額については、確定した後にお伺いしたいと存じます。その上で、寄附金の額と事業運営経費の割合について再度確認をさせていただきます。今年度は約41%ということでしたが、今後も40%程度を維持するという理解でよろしいでしょうか。こちらのほうはご答弁のほう、よろしくお伺いいたします。

また、②の今後の取り組みについても、寄附していただいた謝礼金の充実として品目の追加やバンジージャンプにも拡充されるということで、交流人口の増加や寄附の増加につながることを期待いたしております。全国的にも謝礼については、品物から寄附先の魅力を知っていただくための体験型へ変化しているようでございます。常陸太田に来ていただいて、常陸太田ならではの

魅力を体感していただく体験型謝礼について、藤田議員も民泊等を提案されておりましたが、内容を検討、追加される品目があればご紹介ください。

次に、(2)として、平成27年度税制改正において始まったふるさと納税ワンストップ特例制度の導入による影響についてをお伺いいたします。

このワンストップ特例制度は、国の最重点課題である地方創生を推進するため、特例控除額をおよそ2倍に、また確定申告の不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合、確定申告をしなくても寄附金控除を受けられるように手続の簡素化を図り、ふるさと納税制度の拡充につながることを期待して改正がなされたものですが、この制度が導入されたことによる本市への影響についてお聞かせください。

次に、発言の3点目は、高齢者福祉施策のさらなる充実についてでございます。

本市においては現在、高齢者の方が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心として、見守りや問題の早期発見、高齢者の孤立を防ぎ、市民が主体的に取り組み、ともに支え合いながら、関係機関が連携をしていく体制の整備が進められているところであります。その上で、今回の一般質問においては、現行の緊急通報体制整備事業と配食サービス事業の対象者を、第2号被保険者の認定者の方まで拡充してはどうかというご提案でございます。

緊急通報装置については、在宅対象者の日常生活における不安の解消と、急病や災害等の緊急時の迅速な対応につながります。配食サービスについても、調理することが困難な方に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、見守り、安否確認が行えますので、対象者が安心して生活をしていく上で必要なサービスです。

そこでお伺いいたします。

初めに、①として、現在、第2号被保険者の方で特定疾病により介護認定を受けられている方は何人いらっしゃるのでしょうか。人数をお聞かせください。②として、緊急通報体制整備事業と配食サービス事業の対象者を第2号被保険者の認定者の方まで拡充することについてのお考えをお伺いいたします。

以上、3項目についてお伺いしまして、1回目の質問を終わりにします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 市民所得の向上策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、市民所得の現状についてお答えをいたします。市民所得につきましては、茨城県企画部統計課が公表しております茨城県市町村民経済計算により示されております。この市町村民経済計算は、地域経済の規模や成長、さらには所得水準などを包括的に明らかにしようとするもので、GDP、国民総生産の市町村版に当たるものでございます。

市民所得は給与などの雇用者報酬及び財産所得、並びに法人、自営業などの企業所得の3つの要素の合計でございます。平成25年度における本市の状況について申し上げますと、市全体の市民所得の合計は1,337億1,000万円となっております。常住人口1人当たりの市民所得

は249万1,000円となっております。

茨城県内の常住人口1人当たりの市民所得の状況の比較について申し上げますと、県北山間地域、本市を含みます常陸大宮市、大子町が対象になりますが、平均では246万7,000円。県北臨海地域の平均でございますが、北茨城市、高萩、日立、ひたちなか市、那珂市と東海村の平均になります。こちらの平均では293万円。県北地域全体平均では284万4,000円となっております。なお茨城県全体では、313万6,000円となっております、本市を含む県北山間地域におきましては県全体での額を下回っている状況でございます。

市民所得の向上のためには、議員ご発言のように、第1次産業及び第2次産業、並びに第3次産業などから生み出されます市内総生産の向上を図る必要がございます。市内の経済活動で生産をされた付加価値の合計額でございます市内総生産額の推移について見てみますと、第1次産業におきましては、平成25年度は40億7,800万円で、平成24年度額35億1,800万円と比較をし、5億6,000万円増加をしております。一方、第2次産業、第3次産業につきましては、平成25年度は1,147億1,700万円であり、平成24年度額1,178億6,000万円と比較し、31億4,300万円減少している状況でございます。

これらのことから、本市におきましては、特に商工業の活性化が喫緊の課題であると考えております。

続きまして、所得向上についての事業についてのご質問にお答えをいたします。

ただいまご説明いたしました課題の克服のため、これまで実施をしまりました各産業分野へのさまざまな支援の継続とともに、市内における働く場を確保し、労働人口をさらに拡大することが特に重要であると考えております。

このような状況の中、常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年12月に策定をし、その中で本市が安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を保持していくため、これまで市が進めてまいりました少子化・人口減少対策、子育て支援策、雇用創出策、産業振興、商業地域開発等を反映させた市の自主性、主体性を発揮した施策を推進することとし、4つの基本目標を掲げ、特に仕事及び雇用創出のため、本市の特性を生かした産業振興と安定した雇用の場を創出することを基本目標の1番に掲げたところでございます。

この基本目標達成のために行う事業を、総合戦略の最重要事業と位置づけておりまして、市街地に隣接をいたします仮称東部東地区へ商業、業務機能を集積し、市内における買い物環境など日常生活基盤の強化とともに、地域内における経済循環の促進、子育て中の女性を視野に入れた雇用の場の確保を図ることを目的といたしまして、新たな市街地開発を推進するとともに、企業誘致を積極的に進めてまいります。

さらに、本市における産業、地域経済の活性化及び新たな雇用の創出に関しましては、市内において起業、創業をする者への支援、市内就業への機会創出のための合同就職面接会の開催、U I Jターンによる就職者支援、市内中小企業の経営基盤強化を目的とした新製品、新技術開発や販路拡大などを支援してまいります。

また、農業等従事者の所得向上につきましては、農林畜産業の振興などを目的として整備をい

たします道の駅ひたちおおたを拠点とし、農産物等の生産量の拡大及び販路の拡大を図りながら、農産物等の6次産業化を奨励し、もうかる農業を推進するとともに、新規就農を希望する者へ就農奨励制度を整備し担い手を確保するなど、農業の振興に努めることとしております。

今後におきましては、基本目標の達成に向け、ただいま申し上げました各事業を着実かつ効果的に展開、推進をし、本市における市内総生産並びに市民所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

〔山崎修一商工観光部長 登壇〕

○山崎修一商工観光部長 市内工業団地の企業立地状況及び過去3年間の従業員数、市内在住者の雇用状況についてのご質問にお答えいたします。

市内工業団地の現在の企業立地状況ですが、常陸太田工業団地が17企業、ハイテクパーク金砂郷工業団地が7企業、宮の郷工業団地につきましては、本年度、日立造船株式会社宮の郷バイオマス責任事業組合及びカーレポ株式会社が操業を開始し、6企業となっております。未分譲地は宮の郷工業団地の1区画となっております。

次に、これら工業団地の過去3年間の従業員の状況につきましては、平成25年度は947名、平成26年度は958名、平成27年度は1,166名と年々増えており、平成25年度と比較して219名の増となっております。また、従業員のうち、市内在住者の過去3年間の雇用状況につきましては、平成25年度は392名、平成26年度は416名、平成27年度は458名と年々増えており、平成25年度と比較して66名の増となっております。引き続き企業誘致等を進めることにより、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 総務部関係の2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、市民所得の向上策についてのご質問の中で、市と民間企業の契約についてのご質問にお答えをいたします。

現在の本市の発注方法としましては、一般競争、指名競争または見積もり比較等の価格競争により、工事の請負、業務の委託、物品の購入等について契約を締結しているところでございます。公共事業の発注につきましては、より適正な競争性が確保されるよう、事業規模にあった入札の条件等を設定しており、事業費の抑制につながっているところでございます。

なお、発注する工事の業種によりまして、社会的な影響による過当な競争が働き、より低価格での落札となることがございます。この場合は、適正な工事が施工できるかどうかについて、発注者として判断する必要がありますことから、一定の入札価格を下回った業者については、低入札価格調査制度に基づく価格調査を実施し、工事費の積算や下請け業者との契約が適正に行われ、法に基づいた労働条件が確保されているかなど、関係法令の遵守について確認をしているところでございます。

また、国では、労働者の保護の観点から、ダンピング対策についての法整備がなされており、

市町村も適正な措置を講ずることとされておりますので、今後におきましても他の自治体の動向を踏まえながら、低入札価格調査制度の見直しや最低制限価格の導入等について検討してまいります。

次に、ふるさと常陸太田寄附金についてのご質問の中で、寄附金の額と事業の運営経費の割合についてのご質問にお答えをいたします。

当市の謝礼品の還元率でございますが、寄附金額の4割といたしております。他自治体におきましては、5割以上の還元率により取り組まれているところもございますが、本市の謝礼品贈呈の目的は、寄附の推進と市内産業の活性化及び交流人口の拡大による地域振興を図るものであり、引き続きまして費用対効果と制度の趣旨に沿った運用を念頭に、ふるさと納税の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

また、体験型の謝礼でございますけれども、4月からは竜神大吊橋のバンジージャンプ、さらにはレンタルレーシングカート、これを謝礼品として追加してまいりますけれども、今後につきましても、本市の魅力向上につながるような謝礼品の追加に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ワンストップ特例制度の導入による影響についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ワンストップ特例制度でございますが、平成27年度税制改正におきまして、国がふるさと納税の拡充を図るため、特例控除額の拡充とあわせまして、申告手続の簡素化といたしまして創設をされたものでございます。これにより、今まで税額控除を受けようとする場合は全ての寄附者が確定申告をしなければなりませんでしたが、もともと確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合は、特例として確定申告をせずに税額控除が受けられるよう、納税者の利便性が図られたものでございます。

当市におきましては、平成27年7月より謝礼品を拡充し、ふるさと寄附の推進を図ってまいりましたが、今年度における寄附件数及び寄附金額につきましては、2月末現在におきまして1,399件、4,319万円となっており、平成26年度と比較をいたしますと、金額では1.5倍と大幅に増えております。これらの要因として、謝礼品とあわせまして特例措置が創設されたことによる相乗効果があったものと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まず初めに、第2号被保険者の方で特定疾病により介護認定を受けている方の人数についてお答えいたします。

40歳から64歳までの第2号被保険者の方で、脳血管疾患などの特定疾病が原因で要介護認定を受けている方の人数でございますが、平成28年2月時点で認定者総数3,138人のうち70人、2.2%となっております。

続きまして、緊急通報装置事業と配食サービス事業の拡充についてのご質問にお答えいたします。

本市における高齢者福祉サービスにつきましては、基本的には65歳以上の方を対象といたし

まして、大きくは4つの考え方でサービスを提供しております。まず1つ目が、要介護支援認定を受けている方も非該当の方も受けられるサービス、2つ目が要介護・要支援認定非該当の方が利用できるサービス、3つ目といたしまして要介護支援認定を受けている方が利用できるサービス、そして4つ目といたしまして介護をしている方等へのサービスの4つの視点に立って、各種のサービスを行っているところでございます。

その中で、ご発言の緊急通報体制等整備事業につきましては、ひとり暮らし高齢者等が急病や災害などで援助を必要とするときに、市の消防本部に通報する緊急通報用の電話等を貸与することによりまして、当該高齢者等の救助、援助を行う支援体制の整備を行うものでございます。

また、配食サービス事業につきましては、自分で調理することが困難な在宅の高齢者等に対しまして、定期的に居宅を訪問いたしまして、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者等の健康保持あるいは安否確認を行う事業でございます。

いずれも高齢者に対する福祉サービスということで、65歳以上の方を基本要件としておりまして、さらに見守り、安否確認を真に必要とする方に対しまして行うという観点から、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象として実施しているところでございまして、議員ご発言のようにこれらの事業対象者を40歳から64歳までの第2号被保険者の方で、要介護認定を受けた方まで拡充するということになると、ご提案のサービスのみにとどまらずに、現在、市が行っている高齢者に対する福祉サービス全体の考え方を視野に入れた検証・検討が必要ということになってまいりますし、またサービスを拡充していくということになりますと、それに伴う財政負担の問題も考えていく必要がございます。

さらに、近隣自治体の取り組み状況を見ましても、ご提案の2事業も含めましてほとんどの高齢福祉サービスにおいて、第2号被保険者で要介護認定を受けた方まで対象を広げている、実施しているというところはございませんので、まずは第2号被保険者で要介護認定を受けた方の日常生活等の実態を把握いたしまして、拡充の必要性がどの程度考えられるのかなども含めまして研究、検討課題とさせていただきます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

〔5番 木村郁郎議員 質問者席へ〕

○5番（木村郁郎議員） ただいまは、質問項目についてご答弁をいただきましてありがとうございました。

1の（1）の市民所得の向上に向けた事業の推進については、各々の産業における市内総生産額の数値目標を掲げて、逆算的に各産業分野での事業を推進していくこともひとつの方法であるのかなというふうに感じました。

先ほどの答弁にも、工業団地の企業立地数が、本年度2企業が操業し30企業となり、過去3年間の従業員数及び、そのうちの市内在住者数も順調に推移しているというご答弁でありましたが、分譲地のあきがあと1区間となっていることは大いに気にかかる点でございます。

商工業の活性化が喫緊の課題であると、先ほどの答弁にもこのとおりの言葉があったと思うんですけども、喫緊の課題である本市においては、今後の企業誘致による雇用の創出や市内総生

産の向上のためには、その器となる工業用地が必要になるのではないかというふうに考えます。農林畜産業の振興拠点としての道の駅ひたちおおたの運営，そして商業サービスの拠点となる東部東地区の土地区画整理事業とあわせて，早急に検討すべき課題であるというふうに思います。

本日は，来年度に向けての私の検討課題としてこの程度にとどめたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(2) の市と民間企業との契約については1点確認をさせていただきます。

ご答弁では，工事の請負についての対応をお示しいただいたと思うんですけども，サービスの提供や物の購入についても，同じような考えに基づいてなされているのかどうかということについて，もう一度すいませんが願ひいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在，市におきましては，公共工事において適用いたしております低入札価格調査制度は，役務の提供や物品購入には設けていないところでございます。法に基づきました労働者賃金が確保されますよう，労務単価が規定をされている業務に係る契約につきましては，国や県の状況，動向を見ながら，今後制度につきまして検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) ありがとうございます。地方自治体の厳しい財政状況が，低価格契約による民間企業の利益減少，つまりは市内総生産の減少につながり，その結果，賃金などの労働条件の悪化により，従業員である市民の生活が不安定になる，悪循環につながるような契約とならないよう，制度やただいまお話しいただきましたような仕組みの整備についてご検討を願ひしたいと思います。

次に，2の①のふるさと常陸太田寄附金について，寄附金額と事業運営経費の割合についてはご答弁により理解いたしました。安定したふるさと常陸太田寄附金の運営のため，維持していくことを願ひいたします。

③の今後の取り組みについては，謝礼として体験型のバンジージャンプとレンタルレーシングカートが追加されるということで，ともに常陸太田の風を体感，体験できることですので，交流人口の増加につながるということを期待いたしております。

ふるさと常陸太田寄附金についての(2)の①ワンストップ特例制度の導入による影響については，謝礼品の充実との相乗効果により，寄附金が増えたという点は評価できる点かと思ひます。

では，特例制度が導入されたことによる職員の方の事務負担についてお伺ひいたします。この特例制度導入により，各自治体では住民税課税のための調整が必要になると思うのですが，職員の方の事務負担の変化についてお伺ひいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 特例制度によります職員の方の事務負担でございますけれども，当該制度の適用を受けるに当たりましては，まず寄附者は寄附金税額控除に係る申告特例申請書の原本を寄附先の自治体へ提出しなければなりません。申請を受けました寄附先の自治体は，寄附者の個人住民

税を課税している自治体へ寄附金税額控除に係る申告特例通知書によりまして、寄附者の住所、氏名、寄附金額等の通知をいたすこととなります。個人住民税の課税自治体におきましては、当該通知に基づきまして、寄附者の住民税から控除を行うこととなります。

当市におきましては、今年度、ワンストップ特例制度により他自治体へ通知をいたしたものが、1月に355人分、200市区町村でございました。また、当市の市民が他の自治体へ寄附をしておりますので、当市も逆に他自治体から通知を受け、当該通知に基づき処理をいたしましたものが、この件数を申し上げますと、2月末で他の自治体へ寄附をし、ワンストップ特例制度の適用を受けられる方が97人おりまして、205件の通知が2県129市町村から届いてきているところでございます。この通知書によりまして、寄附者の住民税から控除を行うこととなります。

以上のような事務が生じてまいります、現在のところは通常事務の範囲内で処理ができるものと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。今年度のところは通常事務の範囲内で処理できるということでもございましたけれども、来年度の予算では、ふるさと常陸太田寄附金は7,000万円と今年度の6割増しとなっております。当然、ただいまご答弁いただいた事務の増加ということが見込まれると思いますので、その点については適宜、適切に対応をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、ワンストップ特例制度についてのもう一つの質問に移らせていただきます。この質問は本市だけのことでなくて、ワンストップ特例制度の仕組みについてのご見解をお伺いしたいと思います。

ワンストップ特例制度とは、答弁にもありましたが、個人住民税所得割額の1割から2割への控除上限額の拡充とあわせて、昨年度までは税額控除を受ける場合は、全ての寄附者が確定申告をしなければならなかったのですが、今年度からは給与所得者がふるさと納税をした場合には、特例として確定申告をせずに控除を受けられる制度です。

寄附者にとっては、申告手続が簡略化、簡素化されたということで、利便性が向上されたんですけども、国と地方自治体間での控除税額の負担という観点からすると、国税控除額分を地方自治体が住民税でもって負担控除するというので、税徴収という意味では不公平が生じているのではないかなと私は思うんですが、この点についてのご見解をお聞かせいただければと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 ワンストップ特例制度におきましては、所得税からの控除は行われず、全額が翌年度分の住民税から控除されることとなっております。制度はふるさと納税制度の手続を簡素化し、より身近な制度とすることによりまして、さらに制度を拡大するために導入されたものでございます。議員のご指摘のような点もございますが、制度に基づきまして今後とも対応してまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。



○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。国の地方創生という名のもとでの制度ですので、その制度に関しては、今現在のところは、市としては有効に、PRであるとか謝礼品の拡大などによってさらに進めていきたいということですが、やはりふるさと納税制度、不安定というんですか、不確実性のある制度だと思いますので、その辺については注意しながら来年度も進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、3番目の②高齢者福祉サービスの充実について、緊急通報装置の設置、配食サービス事業の拡充についての考え方をお示しいただきました。制度を作成するに当たっては、高齢者等の実態や介護サービスの需要等を把握するための調査を実施していると思います。今後生活していく上で必要なサービスについてのアンケートで、緊急通報装置の設置及び配食サービス事業に該当する地域における見守り体制づくり、また食事の確保を必要なサービスとしている対象者の回答はどのような状況にありましたでしょうか。お願いします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご質問のアンケート調査でございますが、第6期高齢者福祉計画を策定するに当たりまして、高齢者の実態や介護サービス等のニーズを把握するために、平成26年3月に日常生活圏域ニーズ調査を実施してございます。

この調査では、一般高齢者、一般中高年、要介護・要支援認定者、高齢者福祉サービス利用者、ケアマネジャー、介護サービス事業者の6つに対象者を分けまして調査を行ってございまして、要支援・要介護認定者につきましては、認定を受けている方のうち、施設入所者を除きました2,448名に調査票をお送りしまして、1,538名からの回答をいただいております。

ご質問の、要支援・要介護認定者の方の今後生活をしていく上で必要なサービスについてという設問に対する回答でございますが、介護者への精神的・経済的な支援が35.2%と最も高い数値になってございまして、ご発言にございました地域における見守り体制づくりにつきましては29.5%で3番目、食事の確保につきましては17.8%で8番目というような数値を示してございます。

なお、ただいま申し上げました内容につきましては、前段で申し上げました6つの対象者全体に係る回答を得た結果でございまして、このアンケート調査の中に第2号被保険者で認定を受けた方からの回答がどのくらい含まれているのかまでの分析はいたしてございませぬので、ご承知いただきたいと存じます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。ただいまご答弁いただきました調査結果から、今部長がおっしゃったとおり、そのままというわけにいかないから、推察いたしましても、①でお伺いいたしました70人の中にも緊急通報装置と配食サービスを必要とされている方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回の質問に当たり、市内施設勤務のケアマネジャーさんより、日ごろ高齢者等の皆さんと接している中で感じる事、感じていることについてのご助言をいただきました。その方はお話の中で何度も、第2号被保険者で特定疾病のある認定者の方にも救いの手を差し伸べてほしいと訴

えられていました。

サービスを必要とされている方へ救いの手を差し伸べることができるのは、やはり市役所だと思います。第7期高齢者福祉計画の計画策定に向けて、第2号被保険者で認定者の方の日常生活状況の実態把握と拡充の必要性について検討していただくことを再度お願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。